

障がい福祉サービス等事業所の皆さまへ

【新型コロナウイルス感染症対策】

## 障がい福祉サービス等事業所によるPCR検査等経費補助事業のご案内

感染者が発生した場合に影響の大きい障害福祉サービス・障害児通所支援事業所に従事する職員、利用者を対象に、PCR検査などを実施した場合の経費を補助します。

令和5年度は、**第1期（4～6月）と第2期（7～11月）、第3期（12月～翌3月）に分けて実施していますが、検査実施月を含む各期間中に申請が必要です。**

例えば・・・



毎月検査を実施したい

事業者

各期での申請・実績報告が必要です。

4～6月の検査=**第1期**、7～11月の検査=**第2期**、  
12月～翌3月の検査=**第3期**に申請・実績報告

## ■ 補助金交付の流れ

3月30日、31日に検査を実施する場合は、事前にご相談ください。

交付  
申請交付  
決定検査  
実施実績  
報告交付  
確定

請求

支払

交付申請 提出締切 2月29日

実績報告 提出締切 3月29日

## ■ 補助対象

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、区に事前に申請した上で、民間の検査機関等においてPCR検査及び抗原定量（定性）検査を実施した場合（都の事業等により検査を受けている場合や保険適用を除く）

## ■ 対象者（介護保険サービスと重複している事業所は対象外）

|             | 事業種別                    | 対象者   |
|-------------|-------------------------|---|
| 障害福祉サービス事業所 | 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護   | 直接に利用者を支援する職員                                 |
|             | 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 | 直接に利用者を支援する職員<br>新規に利用を開始する利用者<br>現在利用している利用者 |
|             | 短期入所                    | 新規に利用を開始する利用者<br>現在利用している利用者                  |
|             | 共同生活援助                  | 新規に利用を開始する利用者<br>現在利用している利用者                  |
| 障害児通所支援事業所  | 施設入所支援                  | 直接に利用者を支援する職員<br>（濃厚接触者が待機解除のために検査を実施する場合に限る） |
| 障害児通所支援事業所  | 児童発達支援、放課後等デイサービス       | 直接に利用者を支援する職員<br>新規に利用を開始する利用者<br>現在利用している利用者 |

## ■ 補助経費

年間（4月～3月）通して、実施した検査（1人につき**12回まで**）

PCR検査等に係る費用のうち、検査費用、検体採取料、検体輸送代及び結果判断料  
ただし、1回につきPCR検査は**上限20,000円**、抗原定量（定性）検査は**上限7,500円**

\* 申請方法などは裏面をご覧ください \*

## □ 当事業を活用してPCR検査等を実施する場合の注意点

### 当事業をご利用になる前に

- 以下をご一読いただき、検査を実施するかしないか、実施する場合の対象者や方法を、各施設で検討してください。また、検査実施にあたっては、**できる限り配置医師や協力医療機関の医師等の協力を得て、施設内の感染防止対策や検体の適切な管理体制を構築してください。**
- 検査方法は、PCR検査か抗原定量（定性）検査です。
- 入所者等（障がい児・者）の検査方法については、年齢や障がいの状況等によりどの方法が適当か、配置医師や協力医療機関の医師等とも相談する等により検討してください。なお、保健所では、自主検査に関する問い合わせに対応できませんのでご注意ください。
- あらかじめ陽性者が発生した場合に備え、施設等における連絡体制や役割分担、人員体制の確保策、入所者の隔離・介護・搬送方法など必要と思われる事項を検討した上で、当事業をご活用ください。
- 検査の結果、実際には感染しているのに陰性になること（偽陰性）や、感染していないのに陽性になること（偽陽性）があります。
- 検査結果は、検査時点でのものであって、陰性であっても、感染早期のためウイルスが検知されない可能性や、その後も感染の可能性があるため、三密防止等、標準的な感染対策は引き続き行ってください。

### 陽性結果が出た場合

- 重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦など）などは、医療機関へ連絡しましょう。
- 検体採取日を0日目として5日間は外出を控え、かつ症状が軽快した場合でも、24時間程度は外出を控え様子を見るのが推奨されます。  
※ やむを得ず外出する場合、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。

## □ 申請方法

- ① 足立区ホームページから申請書類をダウンロード  
<https://www.city.adachi.tokyo.jp/shogai/pcrkeihihozyo.html>
- ② 申請書を作成し、添付書類（見積書等）を添えて、下記担当へ郵送

## □ 申請書提出期限

**令和6年2月29日（木）必着**

## □ 書類の提出・問い合わせ先

**障がい福祉課 障がい福祉係 ☎ 03-3880-5255**

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

FAX 03-3880-5754

Eメール syogai-kyufukin@city.adachi.tokyo.jp